

経済産業省 「再生可能エネルギー電子申請」 のしかた

設置費用報告のご案内 (10kW以上)

2019 / 08 / 20 | ver.2.0

時を経ても、続く価値を。

セキスイハイム[®]
Unit Technology for the Future

0 | ご確認事項

本資料は、経済産業省 公式の操作マニュアルの補助としてご使用ください。
入力作業を始める前に、必要な情報が揃っているかどうか、下記のご確認をお願いいたします。

- JPEA発行の「ログインID・パスワード」
- セキスイハイム発行の「契約書付帯のお見積書・明細」

※ ログインID・パスワードがご不明の場合は、JP-ACにお問い合わせください。

※ お見積書が手元がない場合は、お近くの窓口にお問い合わせください。

※ 2019年以降にセキスイハイムで建てられた場合、設置費用報告は既にセキスイハイム側で完了していることがあります。
お近くの窓口にお問い合わせください。

セキスイハイムのオーナーサポート | お近くの窓口 ▶



<https://www.sekisuiheim-owner.jp/inquiry/>

1 | 申請の準備

経済産業省「再生可能エネルギー電子申請」のホームページにアクセスしてください。



こちらのQRコードでアクセス
できますが、スマートフォンには
最適化されていません

<https://www.fit-portal.go.jp/>

固定価格買取制度 再生可能エネルギー電子申請

重要なお知らせ

2019年03月04日

再生可能エネルギー発電事業計画の認定情報公表のお知らせ NEW

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第5項に基づき、再生可能エネルギー発電事業計画の認定情報について、本日以下のFITポータル内のウェブページに公表いたしました。

事業計画認定情報 公表用ウェブサイト
<https://www.fit-portal.go.jp/PublicInfo>

今回、公表する認定情報は、12月31日時点にて新規認定を受けている、または新制度への移行手続が完了した再生可能エネルギー発電設備に係る情報であり（ただし今回は紙媒体での新規申請、変更認定申請、事前変更届出、事後変更届出、廃止届出は11月30日時点の情報となっております。）、当該日時点において、新規認定申請中の案件及び新制度への移行手続が完了していない案件（電源接続案件募集プロセス等、事業計画の提出が猶予されている案件を含む）は公表対象になっておらず、今後、認定手続が完了したものについては、一ヶ月ごとに情報を更新し、公表してまいります。

2019年01月17日

再生可能エネルギー発電事業計画の認定情報公表のお知らせ

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第5項に基づき、再生可能エネルギー発電事業計画の認定情報について、本日以下のFITポータル内のウェブページに公表いたしました。

事業計画認定情報 公表用ウェブサイト
<https://www.fit-portal.go.jp/PublicInfo>

今回、公表する認定情報は、11月30日時点にて新規認定を受けている、または新制度への移行手続が完了した再生可能エネルギー発電設備に係る情報であり（ただし今回は紙媒体での新規申請、変更認定申請、事前変更届出、事後変更届出、廃止届出は9月30日時点の情報となっております。）、当該日時点において、新規認定申請中の案件及び新制度への移行手続が完了していない案件（電源接続案件募集プロセス等、事業計画の提出が猶予されている案件を含む）は公表対象になっておらず、今後、認定手続が完了したものについては、一ヶ月ごとに情報を更新し、公表してまいります。

2019年01月07日

電子申請マイページ

ログイン
認定申請・定期報告

新規登録

- > 太陽光発電設備にかかるログインID・パスワードを忘れた方
- > インターネットを通じた申請ができない方
- > 太陽光パネル型式リスト (PDF)
- > 操作マニュアル

- > 1. 新規申請手続における提出書類に係る参考様式
- > 2. 変更認定申請又は届出手続における提出書類に係る参考様式

システム操作に関するお問い合わせ

ここを押して
操作マニュアル一覧へ

2 | 定期報告操作マニュアルのダウンロード

操作マニュアルのダウンロードページ下部にある「定期報告 操作マニュアル」を押してください。



こちらのQRコードでアクセス
できますが、スマートフォンには
最適化されていません

<https://www.fit-portal.go.jp/Manual>

固定価格買取制度 

再生可能エネルギー電子申請

操作マニュアルのダウンロード

ユーザ登録に関するマニュアル

- ・再生可能エネルギー電子申請 操作マニュアル (ユーザ登録) .pdf

認定申請に関するマニュアル

- ・再生可能エネルギー電子申請 操作マニュアル (認定申請 : 太陽光10kW未満) .pdf
- ・再生可能エネルギー電子申請 操作マニュアル (認定申請 : 太陽光10kW以上50kW未満) .pdf

中略

定期報告に関するマニュアル


- ・定期報告 操作マニュアル (太陽光10kw未満) .pdf
- ・定期報告 操作マニュアル (太陽光10kw以上) .pdf

こちらを押して
PDFをダウンロードしてください。

トップへ戻る

3 | 設置費用報告の申請

ダウンロードしていただいたマニュアル「定期報告 操作マニュアル（太陽光発電10kW未満）」（p.1～p.32）に従って申請してください。



目次

- 1.はじめに
 - 1-1.定期報告のフロー
 - 1-2.定期報告のタイミング
 - 1-3.定期報告の起点
 - 1-4.入力に関する注意事項
- 2.ログインとログアウト
 - 2-1.ログイン
 - 2-2.ログアウト
- 3.定期報告の手続き
 - 3-1.定期報告の新規作成
 - 3-2.設置費用の登録
 - 3-3.運転費用の登録
 - 3-4.増設費用の登録
- 4.報告中の定期報告(編集/取り下げ/再提出)の手続き
 - 4-1.定期報告の確認
 - 4-2.定期報告の編集/再提出
 - 4-3.定期報告の取り下げ

1

4 | ログイン (p.7~p.8)

ログイン画面では、**ログインID**、**パスワード**の入力が必要となります。

ID、パスワードがご不明な場合は、JP-ACへお問合せください。

2.ログインとログアウト

2-1.ログイン

報告手続き等を行う場合
再生可能エネルギー電子申請ホームページ
にアクセスし、ログインを行います。

※ログイン方法は認定申請手続きを行う場合と同じとなります。
※対応ブラウザ： Microsoft Edge、Internet Explorer 11、Google Chrome、Firefox、Safari

再生可能エネルギー電子申請ホームページ



[ログイン]をクリックします
ログイン画面へ進みます
※旧システムにてログインID・パスワードを付与されている方は、当該ログインID・パスワードにて、本システムにログインできます

2017年07月21日
機能リリースに伴うシステムメンテナンスのお知らせ 重要なお知らせ NEW
再生可能エネルギー電子申請システムにおいて、2017年7月24日（月）9時から、下記の機能をリリースする予定のため、システムを停止させていただきます。メンテナンス作業を再開いたします。
メンテナンス作業

電子申請マイページ
ログイン
新規登録
ID・パスワードを忘れた方
インターネットを通じた申請ができない方
太陽光パネル型式リスト (PDF)
操作マニュアル

7



2.ログインとログアウト

2-1.ログイン(続き)

発行済みのユーザ名、パスワードを入力します

ログイン画面



固定価格買取制度 再生可能エネルギー電子申請

ログイン

新規の設備認定申請を行う際には、必要書類のファイル (PDF、ZIP) が必須となります。ファイル添付ができない場合は申請ができませんので、ご注意ください。

1 [ユーザ名](半角英数字)
[パスワード](半角英数字)を入力します

ログインID: abcd0000
パスワード: ●●●●●●●●

2 [ログイン]をクリックします
マイページ画面が表示されます。

対応ブラウザ： Microsoft Edge、Internet Explorer 11、Google Chrome、Firefox、Safari

初めての方はこちらからユーザ登録ができます。 > 新規登録へ

8

5 | 定期報告の新規作成 (p.11~p.14)

ログイン後、マイページが表示されます。右上の「定期報告」をクリックして、定期報告の新規作成をおこなきましょう。

3. 定期報告の手続き

3-1. 定期報告の新規作成

定期報告の新規作成手順について以下に示します。

マイページ

11



3. 定期報告の手続き

3-1. 定期報告の新規作成(続き)

定期報告を行う設備を検索します。

定期報告用設備一覧画面

12

6 | 資本費の報告 (p.20~p.26)

モジュールパネル、パワーコンディショナ、架台、工事費等の項目に分けて、太陽光発電システムの購入金額を入力します。セキスイハイムが発行する契約書付帯のお見積書の明細項目を見て、それぞれの金額を転記しましょう。

お見積り書が手元がない場合、お見積書を見ても明細がわからない場合、入力すべき金額の情報がわからない場合は、お近くのサポートセンターにお問合せください。

3. 定期報告の手続き



3-2. 設置費用の登録(続き)

[資本費の報告]を記載します。(1/7)

設置費用登録画面

資本費の報告

設置区分	新設
設計費	設備導入に必要な機械装置等の設計費を記載してください。 万円
	設備導入に必要な機械装置等の購入、製造等に必要な経費を記載してください。 万円
概要内訳	太陽電池モジュール 万円 (シャープ)(ND-250FR)(10枚) (富士電機)(FPV1096SLN)(25枚)
合計	KW
調達時期	
(※) 調達時期とは、モジュールの係る発注請書の発行日、又は売買契約日	
パワーコンディショナ	万円
合計	0 KW, 0 台
製造事業者名	--なし-- <input type="button" value="追加"/>
(小計)	KW, 台
設備費	<input type="checkbox"/> 出力制御対応機能搭載

設備情報に登録されているパネル型式情報が表示されます。設備情報にパネル型式が登録されていない場合は、製造事業者名を選択する項目が[合計]の下に表示されます。

当欄に記載はできません。その下の各メーカーパワーコンディショナ毎のW数・台数を記載すると自動的に計算・反映されます。

パワーコンディショナの記載方法
メーカー毎にまとめて記載してください。

(例) パナソニック 2kW × 1台
パナソニック 2kW × 1台
パナソニック 5kW × 2台

○ パナソニック 14kW 4台

よくある間違い
× パナソニック 2kW 2台
パナソニック 5kW 2台

「追加」ボタンをクリックすると、各メーカーパワーコンディショナに関する情報を追記可能となります。

20

※ 尚、お問合せいただいてから回答できるまで調査に数日を要することが想定されますので、ご了承ください。

7 | 遵守事項実施報告 (p.27)

太陽光発電を屋根上設置しており、20kW未満である場合は、いずれも「していない」を選択しましょう。

3. 定期報告の手続き

3-2. 設置費用の登録(続き)

[遵守事項実施報告]を記載します。

設置費用登録画面

遵守事項実施報告	
柵・柵の設置状況	<p>必須</p> <ul style="list-style-type: none">① 柵内に第三者が立ち入るおそれのないよう、適切な措置（柵等の設置）を講じている② 柵内に第三者が立ち入るおそれのないよう、適切な措置（柵等の設置）を講じていない
標識の設置状況	<p>必須</p> <ul style="list-style-type: none">① 標識を掲示している② 標識を掲示していない

※50kW以上の風圧については、電柱番号（第23条）において「取付者以外の者に電気用柱、鉄線、導線等が危険な状態であることを、当該者が容易に柵内に立ち入るおそれがない」と記載しなければならない。電柱番号を参照して、適切に実施することが必要です。

※50kW未満の風圧についても、標識等の設置が必要で、標識等の設置が必要な場合（管轄電力会社等）は、当該第三者が発電設備に近づきやすい場合、当該第三者が容易に設置する場所、私有地の中から発電設備が設置され、その設置場所が公衆から容易に到達した状態に陥る可能性がある場合は、標識等の設置が必要となります。

※平成29年3月31日以前に認定を受けている発電設備については、平成29年4月1日から1年以内に（この時点で着工前である場合は着工後までに）設置が必要です。

※詳細については、「事業計画認定ガイドライン（太陽光発電）」（平成29年3月資源エネルギー庁）をご確認ください。
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saene/kaitori/dl/ft_2017/ega/guideline_sun.pdf

※20kW以上の場合は、以下の項目について記載した標識を掲示する必要があります。

- ・設備名称
- ・設備の設置所在地
- ・発電出力
- ・再生可能エネルギー発電事業者（法人の場合は名称及び代表者名（※））、自然エネルギー発電事業者（法人の場合は名称及び代表者名（※））
- （※）法人の場合は代表者名については任意。

・設置年月日

※平成29年3月31日以前に認定を受けている発電設備については、平成29年4月1日から1年以内に（この時点で着工前である場合は着工後までに）設置が必要です。

※詳細については、「事業計画認定ガイドライン（太陽光発電）」（平成29年3月資源エネルギー庁）をご確認ください。
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saene/kaitori/dl/ft_2017/ega/guideline_sun.pdf

屋根上設置の場合、柵塀は必要ありませんので、「講じていない」を選択してください。

20kW未満の場合、標識は不要ですので、「標識を掲示していない」を選択してください。

8 | 一時保存ボタンの活用 (p.30)

細かい内容の申請が必要ですので、情報が不足している等の理由で申請完了できないケースも想定されます。申請を中断する場合は、はじめからやり直しにならないよう「一時保存」ボタンをご活用ください。

3. 定期報告の手続き

3-2. 設置費用の登録(続き)

[確認]事項を確認します。

設置費用登録画面

確認

登録者が報告する際は、設置者の同意を得た上で、報告手続きを行ってエネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」に基づく報告手続

※設備設置者の名義等を無断で使用し、申請することは禁止されています。

1

本システムを通じてなされた国への報告手続きについては、代行申

実際に支払った費用とは異なる費用が報告された場合、国において

する特別措置法及び下位法令に基づき、認定の取り消しがありえる旨について予め確認し、この場合、代行申請機関に一切責任が及ばないことに同意しま

当該報告を巡り、設置者・登録者の間に生じた紛争については、国及び代行申請機関は一切関知せず、責任も及ばないことに同意します。

確認事項をよく確認した上で、チェックボックスにチェックを入れて下さい

確認事項について十分に得た上で登録手続きを行います。

※確認事項全てに同意いただけない場合は報告を行うことはできません

戻る

一時保存

2

内容確認

一時保存の状態のまま90日が経過すると、自動的にデータは削除されます。

「戻る」ボタンをクリックすると、「定期報告区分選択画面」に戻ります。記載途中の内容は保存されません。

記載途中のデータを保存したい場合は「一時保存」ボタンをクリックしてください。

「内容確認」ボタンをクリックします内容確認画面へ進みます。

※この時点ではまだ報告手続きは完了していません

30

前回の終了状態から再開できます。

※「一時保存」は、90日を過ぎると自動削除されます。

9 | お問い合わせに関して

ご不明な点につきましては、内容によって下記いずれかの窓口にお問い合わせください。

① 電子申請システム上のご不明点に関して

(例) 何を選択したらいいのかわからない、入力システムでエラーが出る、ID・パスワードがわからない

太陽光発電設備の定期報告に関するお問い合わせ窓口 ▶

一般社団法人 太陽光発電協会
JPEA代行申請センター(JP-AC)
〒105-0003
東京都港区西新橋2丁目23番1号 第3東洋海事ビル2階
TEL : 0570-07-8210
FAX : 03-3578-8082

② 情報のご不明点に関して

(例) 設置した機器の型番・金額がわからない
(セキスイハイム側でしかわからない製品に関する情報)

セキスイハイムのオーナーサポート | お近くの窓口 ▶



<https://www.sekisuiheim-owner.jp/inquiry/>